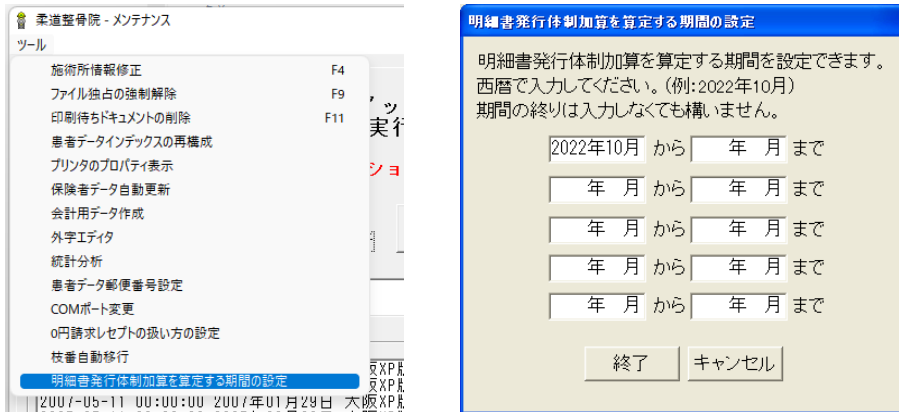
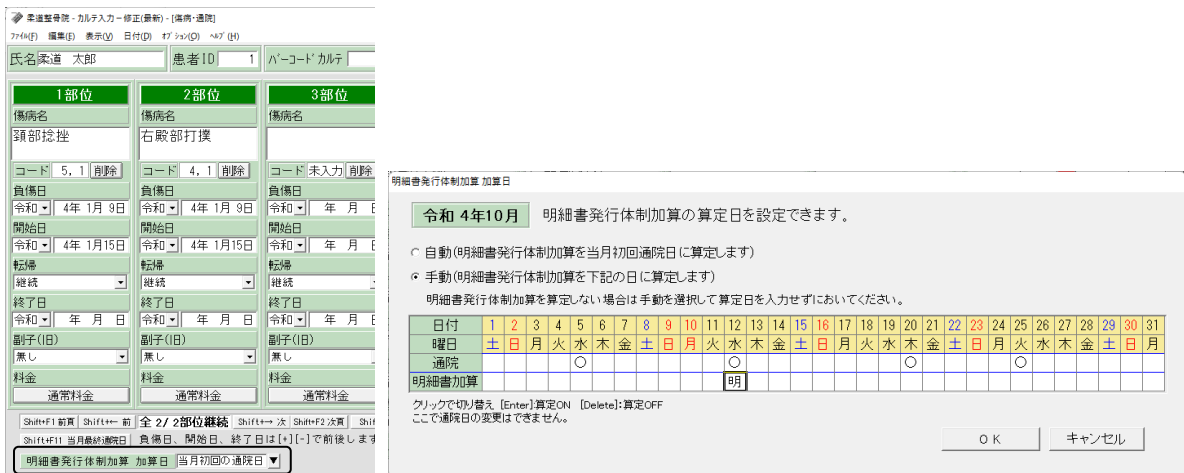


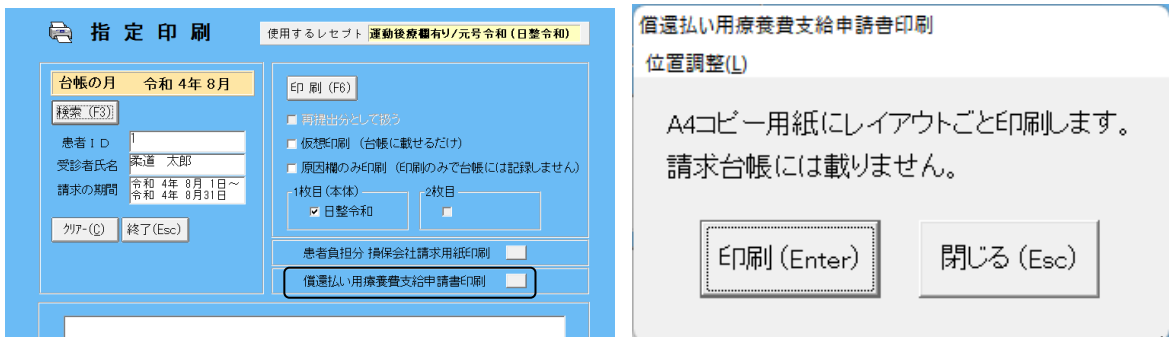
3. 患者様から一部負担金の支払いを受けるときに明細書を無償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出た施術所では令和4年10月1日以降明細書発行体制加算(13円/月)が算定できるようになりました。これについて以下のとおり対応しました。
上記の施術所に該当する場合、「メンテナンス」-「ツール」-「明細書発行体制加算を算定する期間の設定」から明細書発行体制加算を算定する期間を設定してください。



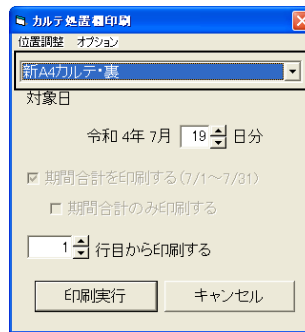
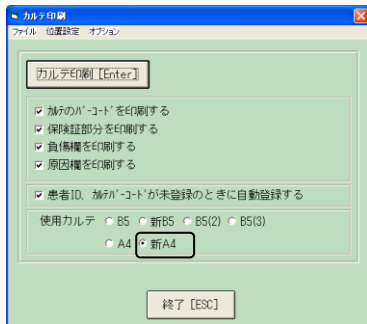
明細書発行体制加算の算定日はデフォルトでは各月の最初の通院日となります。それ以外の日に算定したいときは「カルテ入力」の傷病入力画面の「明細書発行体制加算 加算日」の「▼」をクリックし「明細書発行体制加算 加算日」ウィンドウを表示し、「手動(明細書発行体制加算を下記の日に算定します)」にチェックを入れます。その後、算定したい日をクリックしてください。このとき何れの日もクリックしなければ明細書発行体制加算を算定しません。



4. 受領委任の取扱いを中止され償還払いとなった患者様が保険者等に療養費を請求するときの申請書の印刷ができるようにしました。「レセプト印刷」-「指定印刷」で患者様のデータを呼び出し、「償還払い用療養費支給申請書印刷」-「印刷」で印刷できます。A4の白紙の用紙にレイアウトごと印刷します。



5. A4 カルテのレイアウトが変更されましたので、印刷できるよう対応しました。
裏面も変更されているため「処置欄直接印刷」も対応しています。
なお、新しい A4 カルテの名称は「新 A4」としています。




6. 「メンテナンス」-[ツール]-[保険者データ更新]で比較基準となるデータを修正しています。
(バージョンアップの後、「メンテナンス」の[ツール]-[保険者データ更新]を行わなければ保険者データの更新はされません)

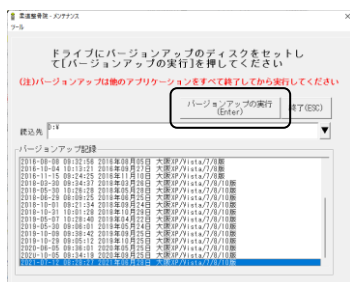
「バージョンアップの手順」

WindowsXP/Vista/7 の場合の手順

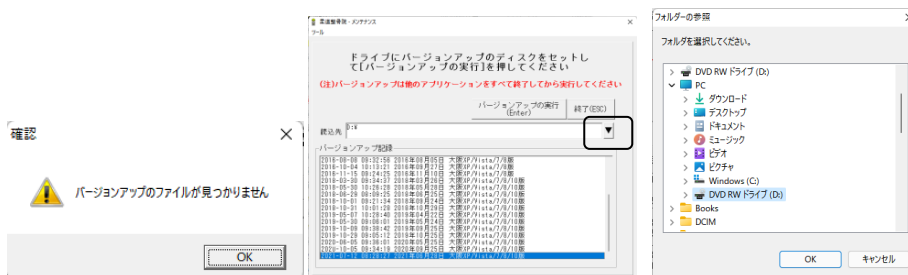
1. コンピューターの電源を入れ WindowsXP/Vista/7 を起ち上げます。
2. 既に起動しているときは、「カルテ入力」など、全てのプログラムを終了させてください。
3. 同封の CD を CDドライブにセットします。
4. 「自動再生」ウィンドウが表示された場合、「メープルバージョンアップを起動する」をクリックします。
(このウィンドウは OS によっては表示されません、表示されない場合は 5 に進んでください。)
5. 「バージョンアップ 2022 年 09 月 15 日 兵庫 XP/Vista/7/8/10/11 版」の画面が表示されます。
6. 「実行」をクリックします。
7. 「バージョンアップを正常に終了しました」のメッセージが表示されたら、「OK」をクリックします。
8. CD をドライブから取り出してください。
9. バージョンアップは終了です

Windows8/10/11 の場合の手順

1. コンピューターの電源を入れ Windows8/10/11 を起ち上げます。
2. 既に起動しているときは、「カルテ入力」など、全てのプログラムを終了させてください。
3. 「メンテナンス」 を呼び出します。
4. 同封の CD を DVDドライブにセットします。
5. 「バージョンアップの実行」をクリックします。



6. 「バージョンアップのファイルが見つかりません。」の表示が出た場合は、[▼]をクリックして「読込先」を DVDドライブに変更した後、再度、「バージョンアップの実行」をクリックします。
「バージョンアップのファイルが見つかりません。」の表示が出ない場合は 7 に進んでください。



7. 「バージョンアップ 2022 年 09 月 15 日 兵庫 XP/Vista/7/8/10/11 版」の画面が表示されます。
8. 「実行」をクリックします。
9. 「バージョンアップを正常に終了しました」のメッセージが表示されたら、「OK」をクリックします。
10. CD をドライブから取り出してください。
11. バージョンアップは終了です